

は三百九十二件で、妊娠中絶を受ける者の二に該当するものが三百八十六件、同三に該当する者が六件である。また、同二十五年四月から十二月までの九ヶ月間の審査件数は六百九十二件で、妊娠中絶を受ける者の二に該当するものが六百八十五件、同三に該当するものが七件である。いづれもその審査の結果は適当と認められている。

ちなみに本審査会は委員長に西成保健所長・委員に西成区医師会長・浪速区医師会副会長・婦人団体代表・大阪地方検察庁の検事の五人により構成せられ、臨時委員として西成区長・浪速区長が充てられている。

次に同保健所に設けられている優生結婚相談所は、遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図つて不良な子孫の出生を防止するとともに、家庭や身体の情況等によつて必要があると認められる者には、正しい有効な避妊方法を指導するのであるが、現在ではこれが十分普及徹底していないためか、月五・六件の相談を受ける程度である。

第五編 區 行 政

一 区政の沿革

本区は大正十四年四月一日大阪市第二次市域拡張に伴い、西成郡内の今宮町・玉出町・津守村・粉浜村の四ヶ町村の区域をもつて設置せられたもので、市制第六条の法人格を有する自治区であつたが、実質上は単純な行政区に過ぎなかつたので、市制上の区会は存在しなかつたのである。

市域編入当時の学区制度は時勢の移り变りにつれて廢止を期待されていたが、大正十四年三月十七日大阪府告示第八十五号によつて本区の区域をもつて学区が設置され、大正十四年六月十六日大阪市告示第二百二十二号をもつて、学区の存在目的である小学校教育事務のために区会条例が制定せられ、定員三十六人の西成区会が設けられることとなり、大正十四年八月二十八日区会議員選挙が今宮第一小学校（現弘治小学校）で行われた。その結果次の三十六人が當選した。（数字は区会の席次を示す）

一 中尾泰一

三 大野安之助

五 吉宗源次郎

七 国本善吉

二 西村與一郎

四 浦上谷治郎

六 木村万次郎

八 野本吉三郎

九 餅田 太吉	一六 古谷晋治郎	二三 斎藤順次郎	三〇 門脇末次郎
一〇 岩崎彌一郎	一七 袖下徳三郎	二四 中川寅次郎	三一 九埜徳松
一一 福田浜五郎	一八 高木伊佐吉	二五 竹中光之助	三二 阪井金造
一二 田中熊雄	一九 黒氏長蔵	二六 角清太郎	三三 井川豊吉
一三 中塙正尙	二〇 山本宇太郎	二七 山野浅次郎	三四 芝村福三
一四 土井松三	二一 北島新三郎	二八 村岡房造	三五 西野清次郎
一五 津川常次郎	二二 鶯重太郎	二九 天正秀太郎	三六 河井徳松

次いで第一回区会が同年九月十二日今宮第四小学校（現今宮小学校）で開会せられ、選舉の結果、議長に野本吉三郎、副議長に角清太郎、学務委員には公民中から選出すべきものに丹羽万次郎・駒井彌三郎・中村半兵衛・中西政次郎・区会議員中から選出すべきものに岩崎彌一郎・北島新三郎・山野浅次郎・餅田太吉の八人が当選した。爾來議長野本吉三郎・副議長角清太郎の下に区会は円滑に運営せられ、回を重ねて開かれていたが大正十五年十一月十一日大阪府令第百六十二号によつて、大正十六年（昭和二年）四月一日から学区は廢止せられることとなつたので、昭和二年三月三十一日今宮第四小学校において二ヶ年にわたる西成区会の解散式を挙行し、これが閉鎖をなしたのである。

過去二年間にわたる区会の活動のうち最も大きなものの一つは、大正十五年における学制統一の問題であつた。この問題は二月二十七日の区会の学制統一に関する建議の件にはじまり、九月

二十三日の区会の学区廢止に伴う財産処分に関する諮問答申の件に終つているが、区会の開会されたことが四回、委員会の開かれたことが三回、区会協議会の開かれたことが三回で、前後を通じ十回に及んで論議されている。

その後都市えの人口流入は目立つて激しくなり、本区の人口増加は区勢の発展を著しく促し、区の事務の輻輳とともに区の職員もまた大いにその数を増した。また、人口増加による市勢の伸展は勢い適正人口の再分配を余儀なくするに至つたので、本市においては昭和十八年四月一日を期し、全市域にわたり分増区を断行し併せて各区境界の明確化を期したのである。当区は南部地区の旧粉浜村の一帯を住吉区え、住吉区の山王・天下茶屋一円を当区え編入して、現行の区域としたのである。

戦前並びに戦時中を通じてもつとも目立つた動きは各種団体の結成であつた。町会・隣組の結成を始め、青少年団・国防婦人会・大政翼賛会・翼賛壯年団等が結成せられ、終戦直前には国民義勇隊まで結成されたのであるが、これらは總て終戦とともに廃止消滅したのである。

終戦を契機として、わが国の政治は民主主義の確立という目標のもとに未曾有の変革期に入つた。まづ、新憲法の公布にはじまり諸法規の改廢が行われ、地方法規においても市制にかわる地方自治法が公布せられ、本区の法律的性質は指定市の区となつたのである。しかし、従来の区と

性格は殆んど異つたところはなかつた。しかしながら、地方自治体の自主性と自律性の強化を図るため、地方自治の確立は重要な問題となり、行政事務の再分配と地方財政の自立が強調せられるに至つた。これは市民生活に深いつながりを有するものである。

戰い終つてすでに五年、市勢の進展めざましく、区の事務は益々増加の一途を辿つている。区勢の現況を市域編入当時に比べれば真に今昔の感に堪えないものがある。

一 区役所の厅舎

市域編入当初の厅舎は花園町の旧今宮町役場の厅舎を襲用していたが、昭和二年四月現在の厅舎（敷地四二六坪・二階建延建坪四九七坪）が竣工したので、これに移転し今日に至るまで、この厅舎で執務しているのである。しかし、区勢の急激な伸展は区役所取扱事務件数の激増をきたし、勢い、職員の数も逐年増加したので、昭和十八年の本市二十二区制実施前後においては現厅舎はすでに狭隘をつげるに至つたのである。ここにおいて新厅舎の建設は多年の懸案となり、ついに昭和二十四年市会の議決を経て、東皿池町の国道十六号線沿いの千二十八坪の土地に建築せられることとなつた。当初は木造建を計画されていたが、鉄筋コンクリート三階建・延建坪九百坪に変更せられ近く着工の予定である。

三 区役所の職制

本区役所創設当時の大正十四年四月の職制は区長の下に庶務・学務・税務・戸籍・会計の五係制であつたが、昭和三年三月学務係は廢止せられた。その後同十三年五月には団体係が設けられた。同十四年十月に至り区役所事務の激増に伴い課制が実施せられて、庶務・總動員・税務の三課と独立の会計係が置かれた。同十七年六月には總動員課が兵事戸籍課と市民課に分れ、同十九年十月に至つて庶務課は防衛課と改称されたのであるが、終戦後の昭和二十一年二月には防衛課は庶務課と改められ、兵事戸籍課は廢止されるに至つた。同二十二年七月には会計係は会計課に改められたのである。

次いで昭和二十五年八月に至り地方税制度の改正に伴い、税務事務が本市財政上重要な地位を占めるに至つたので、従来の税務課は主税・徵収の二課に分割せられ、現在の庶務・市民・主税徵収・会計の五課制による職制を採用するに至つたのである。

終戦を契機として中央・地方を通じ幾多の制度が改廃せられた。その結果本市においても事務の再分配が行われ、従来区長所管事務が兵事を務の消滅と相俟つて他え移管せられたものが多かつた。すなわち、昭和二十一年十一月には選舉事務が選舉管理委員会へ、同二十三年八月には衛

生事務が衛生局の保健所え、同年十一月には学事々務が教育委員会え、同二十五年五月には民生事務が民生局の民生安定所え移管されたのである。これにより現行区長所管事務は次の如くなつてゐる。

庶務課

庶務係

- 一 区の人事・文書及び予算に関すること

調査係

- 一 選舉管理委員会との連絡に関すること
- 二 指定統計その他法令による統計調査の実施に関すること

市民課

市民係

- 一 公聴及び広報に関すること
- 二 各種団体及び区内事業所の連絡調整に関すること
- 三 災害救助に関すること

戸籍係

- 九 時蓄奨励に関すること
- 十 主要食糧農産物の生産計画及び供出等に関すること
- 十一 農事調整委員会に関すること
- 十二 農地委員会との連絡に関すること
- 十三 他の係の主管に属しないこと

戸籍

- 一 戸籍及び寄留に関すること
- 二 印鑑に関すること
- 三 埋火葬の許可に関すること
- 四 人口動態調査及び附帯調査に関すること
- 五 転入出に関すること
- 六 物資の配給及び消費指導に関すること
- 七 物資配給業者の指導に関すること
- 八 効業に関すること

主税課

市民税係

- 一 市民税に係る徵收金の賦課に関すること
- 二 市民税に係る脱税検挙及び事件に関すること

固定資産税係

- 一 固定資産税に係る徵收金の賦課に関すること
- 二 固定資産税に係る脱税検挙及び事件に関すること
- 三 地代家賃の統制に関すること
- 四 農地の対価に係る令書発行に関すること

種税係

- 一 市民税及び固定資産税以外の諸税(以上雜税といふ)に係る徵收金の賦課に関すること
- 二 雜税に係る脱税検挙及び犯則事件に関すること
- 三 納稅奨励に関すること
- 四 他の課の主管に属しないこと

徵

收

課

整

理

保

一 徵収金の収入整理に關すること

二 徵収金收入状況の調査及び報告

徵

收

係

一 徵収金の徵収に關すること

二 滯納徵収金の督促及び滯納処分

会計課

一 収入及び支出に關すること

二 現金及び有価証券の出納保管に關すること

三 受託に係る徵収金の徵収に關すること

四 徵収金の受託及び嘱託に關すること

五 物品の出納保管及び処分に關すること

六 受託人名簿の調製に關すること

七 決算の調整及び清算に關すること

三 督促状の発行に關すること

四 農地の対価の徵収に關すること

五 蔡入金その他現金の運用に關すること

六 その他所轄区内の教育事務に關すること

七 檢察審査委員会委員の候補者選定に關すること

八 その他の所轄区内の教育事務に關すること

九 検査審査委員会委員の候補者選定に關すること

十 その他所轄区内の教育事務に關すること

十一 その他所轄区内の教育事務に關すること

十二 その他所轄区内の教育事務に關すること

十三 その他所轄区内の教育事務に關すること

十四 その他所轄区内の教育事務に關すること

十五 その他所轄区内の教育事務に關すること

十六 その他所轄区内の教育事務に關すること

十七 その他所轄区内の教育事務に關すること

十八 その他所轄区内の教育事務に關すること

四 職 員

本区役所には多数の職員が区の業務に従事しているが、区政の伸展に伴いその数は年々増加している。大正十四年四月の本区創設当時の職員数はわづかに七十五人に過ぎなかつたのであるが衛生事務・民生事務がそれぞれ保健所並びに民生安定所に移管された現在でも、なお、二百五十八人を擁している。これを二十五年前に比べれば約三倍半の増加となつてあり、女子職員がその二二%を占めているのは、時勢の推移を反映しているものであろう。

現在職員の配置状況を別表一によつてみると、庶務課六十一人・市民課四十四人・主税課六十二人・徵収課八十三人・会計課七人で、主税・徵収の稅務関係に百四十五人(職員総数の五六%)を配置しているのは、地方稅法の改正による徵稅事務の増加を物語るものである。なお、庶務課の配置人員六十一人のうちには病氣のため、出勤停止中のもの六人を含んでいる。

次に職員の勤務年数を別表二によつてみると、三年未満が百三十二人(職員総数の五一%)三年以上五年未満が五十八人(同二二%)で、これを通算するときは百九十人に達し職員総数の七三%に及んでいる。この内男子百七十三人(職員総数の五三%)・女子五十三人(同二二%)で本区職員は男女を通じて勤務年数の比較的短いものが多いことがわかる。

(別表一)

職員各課配置表

(昭和二十五年十二月一日現在)

市區			職名
庶務課	事務員	主幹	
一三五一	二九三六三	一	男
三五一	二一三六三	一	女
三三六一	六一三五八三	一	計
三	微收計	見事書主計	職名
二九五	臨稅時務補	見稅務	見稅
三二五	七五七一七	一	男
三二五	七五七一七	一	女
三一	空三五二四三	四一	計
合	事書主計	會計	職名
計務	勞計	臨稅時務補	事務
員記事課	備助習員	見備助習員	見備助習員
三	五七三一	六五〇三八	男
老三	二	三二一	女
二	九三三一	全五三二二	計

(別表二)

職員在職年数表

註
庶務課事務員中には運転手男一・交換手女二を含む。

年数	性別		職階
	男	女	
二	一	一	長
一	一	一	主事
八三二二二二二			書記
一	一	一	事務員
五	六四二二二		見習
四	一	一	補稅
西	五	一	助務
五	二	五	備員
三	三		臨時備員
二	二		計
一	一		
六一五			
六二五			
五	三		
九	九		
十	零	三	五四
毛三三			

三三五十一
三十
三十
三十
三十

歴代区長とその在職期間は次の通りである。

五歴代区長

氏名	在職期間	就職年月日	退職年月日
一井石寺吉梅松廣野	一九年七月一日至一九年九月十四日	大正十四年四月六日	昭和六年五月十一日
田原村岡田	二年七月一月至一九年九月十四日	昭和六年五月十一日	昭和六年五月十一日
口川島岡田	三年六ヶ月	昭和六年五月二十四日	昭和六年五月二十四日
庄和義	四年一ヶ月	昭和六年五月二十一日	昭和六年五月二十四日
銀為圭	六年一ヶ月	昭和六年七月一日	昭和六年七月一日
太三太	七年一ヶ月	昭和六年八月十四日	昭和六年八月十四日
治藏	七年六ヶ月	昭和六年十月二十三日	昭和六年十月二十三日
三郎郎郎彌吉	八年七月一日至一九年九月十四日	昭和六年十月十一日	昭和六年十月十四日

六 市税について

大正十四年四月大阪市第二次市域拡張当時は学区制がしきれ、市立の小学校及び幼稚園の経費は総べて学区において支弁することとなつていたのである。したがつて区民は市税のほかに区費をも負担せねばならなかつたのであるが、昭和二年三月学区制が廃止されたので、それ以後は区民は市税のみを負担することとなつた。

市税負担は国税と関連し府税と歩調を合せるため幾度かの改正はあつたが、戦前には区民の負担額は毎年たいした増減はなかつたのである。終戦後に至りインフレーションの急速な進行と警察・消防の受け入れ等によつて市の財政は逐年膨脹の一途を辿つてきた。かかる財政過程において市税収入の占める地位は著しく重要性を加えてきたのである。

当区も人口の増加と商工業の発展に伴い市税収入においては二十二区中北区・東区・南区・生野区に次いで第五位という重要な地位を占めるに至つた。

ちなみに昭和二十五年度の市税調定額は五億五百万円に達し、その内容は次表の通りである。

昭和二十五年度市税調定額 (昭和二十六年一月末現在)

普　通　税		千円	旧法による	千円
市　民　税	一千九百三十一	(一九〇、三一)	府　税　附　加　税	一七七、六八
固　定　資　産　税	一九六、六〇四	(一九六、六〇四)	独　立　税	一三、九〇
自　転　車　税	二、七五	(二、七五)	そ　の　他　の　税	五、〇三
荷　車　税	四、二	(四、二)	都　市　計　画　税	一、七一
接　客　人　税	五、五	(五、五)	合　計	二三、六一
				(二三、六一)
			(　　) は月別件数を示す。	

七 選舉管理委員会

概　況　わが国の選舉制度は、明治二十三年七月の第一回の衆議院議員総選挙以来、一定の納稅資格を要件とする制限選挙制度であつたが、大正十四年第五十回国会で選挙法が改正せられ、従来の納稅要件は撤廃せられて、昭和三年二月施行の衆議院議員総選挙から、男子普通選挙制度が採用せられるに至つた。終戦後新憲法の制定とともに、民主主義政治体制を強化する必要上、昭和二十年十二月衆議院議員選挙法の改正が行われ、従来の選挙権者の年令二十五才以上を二十才以上に引下げ、男女の区別を撤廃して、男女平等の普通選挙制度が採用せられたのである。次いで、昭和二十五年四月には各種選挙に関する選挙法規の統一を行い、新たに公職選挙法が公布

せられ、衆議院議員・参議院議員・地方団体の首長・地方議会の議員並びに教育委員等、凡ての選挙がこの法令によることとなつたのである。

選舉管理委員會

従来の選挙は、内務大臣の統轄の下に地方長官及び市区町村長が管理執行してきたのであるが、昭和二十二年五月地方自治法の公布とともに、地方長官並びに市区町村長に替えるに、都道府県・市区町村選挙管理委員会が設けられ、同年十二月法律第百五十四号により内務大臣に替わる選挙事務の中央統轄機関として、全国選挙管理委員会が設置せられたのである。選挙管理委員会は新憲法の根本理念と、選挙事務の民主的、且つ公正を確保するために、地方自治法によつて新たに採用せられた制度であつて、大阪市区における選挙管理委員会は、四人の委員をもつて組織せられ、その委員は、市会において選挙権を有する市民の中から選挙せられることになつてゐる。本区における選挙管理委員会は、昭和二十一年十一月二十二日から同二十三年十一月二十九日までは、委員長刀山萬造・委員北島新三郎・領木源太郎・竹中光之助が選任せられ、昭和二十三年十一月三十日任期満了となり、新たに、委員長に刀山萬造(無)・委員に了味種一(自)・中田清繁(社)・堂本安三郎(民)が選任せられたが、その後堂本安三郎死亡につき日比野平次郎(無)がこれを踏襲し今日に至つてゐる。また選挙管理委員会には、参与として区長がこれに当り、事務局には書記長として庶務課長がこれに当つてゐる。なほ本会の事務は調査係員が

兼務してこれを執行しているのである。

選挙有権者 本区における昭和二十五年十二月二十日の確定名簿に登載された有権者数は八万五千一人(うち男四〇・四〇五人・女四四・五九六人)で、その投票区分別有権者数は次の通りである。

投票区分別有権者調

投票区	男			女			計					
	弘治	二、八〇三	三、四九	玉、九五二	海南	二、一〇三	一、七五	三、八三七	投票区	男	女	計
長橋	二、三五	二、三三	四、五三	玉田	二、八五	三、二九	六、一三					
萩之茶屋	二、五七	二、四〇	五、〇四	岸里	三、五四	四、〇三	七、五七					
今宮	四、三二	四、七〇	八、一〇	天下茶屋	三、六〇	四、三四	七、九五					
楠	三、九〇	四、一五	八、一〇	山王	二、七四	三、一六	五、九〇					
松宮	二、八三	二、七二	五、四五	合計	四、四〇	四、五六	八、九六					
南津守	一、三〇	一、三七	二、五七									

最近の選挙の結果 最近の各種選挙の結果は別表の一・二・三の通りである。

(別表二) 昭和二十一年以降各種選挙の結果調

昭和二十一年四月十日執行 衆議院議員選挙			
有効投票数	百分率	党派別	得票数
日本進歩党	二、〇七五	空、四三三	
日本自由党	一、八六三	二九%	
日本社会党	二、九五五	一〇%	

(別表二) 政党別得票数調

昭和二十四年一月二十三日執行 衆議院議員選挙			
有効投票数	百分率	党派別	得票数
昭和二十五年六月四日執行 参議院議員選挙		計 女 男	
昭和二十五年十一月十日執行 大阪府・大阪市教育委員会委員選挙		計 女 男	
昭和二十二年四月二十五日執行 府会・市会議員選挙		計 女 男	
昭和二十三年十月五日執行 大阪府・大阪市教育委員会委員選挙		計 女 男	

選挙の種類	性別	有権者数	投票者数	投票率
昭和二十一年四月十日執行 衆議院議員選挙	男	1,472,600	1,204,428	80.0%
昭和二十二年四月五日執行 府県知事・市長選挙	男	311,231	214,741	68.5%
昭和二十二年四月二十日執行 参議院議員選挙	男	1,472,600	1,204,428	80.0%
昭和二十二年四月二十五日執行 衆議院議員選挙	男	311,231	214,741	68.5%
昭和二十三年十月五日執行 府会・市会議員選挙	男	311,231	214,741	68.5%
昭和二十三年十月五日執行 大阪府・大阪市教育委員会委員選挙	男	311,231	214,741	68.5%
昭和二十二年四月二十五日執行 府会・市会議員選挙	女	1,472,600	1,204,428	80.0%
昭和二十三年十月五日執行 大阪府・大阪市教育委員会委員選挙	女	311,231	214,741	68.5%
昭和二十二年四月二十五日執行 府会・市会議員選挙	計 女 男	1,472,600	1,204,428	80.0%
昭和二十三年十月五日執行 大阪府・大阪市教育委員会委員選挙	計 女 男	311,231	214,741	68.5%
昭和二十二年四月二十五日執行 府会・市会議員選挙	計 女 男	1,472,600	1,204,428	80.0%
昭和二十三年十月五日執行 大阪府・大阪市教育委員会委員選挙	計 女 男	311,231	214,741	68.5%

日本共産党	四、五六一	八%	日本共産党	四、五四六	二三%	日本共産党	一三、三六六	二六%	日本共産党	七、六一八	一六%
日本協同党	一、五五七	三%	国民協同党	一、五三七	二%	諸派	五、三三三	四%	諸派	五、三三三	四%
諸派	九、三三六	一四%	無所属	五、三三三	一四%	無所属	一、五五八	五%	無所属	一、五五八	五%
無所属	二、五五二	三%	無所属	一、五五八	五%	無所属	一、五五八	五%	無所属	一、五五八	五%
無所属	一、五五八	五%	無所属	一、五五八	五%	無所属	一、五五八	五%	無所属	一、五五八	五%

(別表三) 昭和二十五年六月四日参議院選挙の投票区別状況調査

投票所名	所在地	投票管理者	性別	有権者数	投票者数	投票率
弘治橋	花園町八 大阪市立弘治小学校	加納治朗	計女男	二、六四四 五、五一〇	一、七三一 三、四一四	一、七三一 三、四一四
長橋	鶴見橋北通四丁目四 大阪市立長橋小学校	中岡群一郎	計女男	一、九五九 三、〇四一	一、一四四 二、九一〇	一、一四四 二、九一〇
萩之茶屋	甲岸町二 大阪市立萩之茶屋小学校	前田彌太郎	計女男	一、一一四 二、〇九二	一、一〇九 二、〇八〇	一、一〇九 二、〇八〇
今宮	三日路町十五 大阪市立今宮小学校	今岡新治	計女男	三、七七一 四、二五五	三、七七一 四、二五五	三、七七一 四、二五五
			計女男	三、七七一 八、〇九四	三、七七一 八、〇九四	三、七七一 八、〇九四

橋						
橋通五丁目六	大坂市立橋小学校	県 莊 吉	片 岡 保 藏	吉 村 甚 三 郎	大坂市立松宮小学校	旭北通七丁目七
梅南	大坂市立梅南小学校	大坂市立松宮小学校	岡 田 啓 吾	大坂市立玉出小学校	梅南通六丁目一	姫松通二丁目一七
梅南	大坂市立梅南小学校	大坂市立玉出小学校	池 加 美 植	千本里	千本里	千本里
津守	津守町四一六	千本里	前川絃豈	千本里	千本里	千本里
池田忠五郎	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
女男	一、二八四	一、二八四	一、二八四	一、二八四	一、二八四	一、二八四
男	六、九二一	六、九二一	六、九二一	六、九二一	六、九二一	六、九二一
	六、九二一	六、九二一	六、九二一	六、九二一	六、九二一	六、九二一

註 括弧内は○印の線上補充

吉川吉郎	岩間繁吉	自昭和十四年五月至昭和二十二年十月
中村寅吉	○鶴善四郎	自昭和二年九月至同六年十月
八代徳太郎	(柴田藤吉)	自昭和十六年九月至同二十二年五月
坂本孝三郎	小岸安昌	自昭和二十二年五月至昭和二十二年十月
城環東	松岡金太郎	自昭和四年五月至同八年五月
寒川洋治	高木伊佐吉	自昭和二年五月至同二年五月
寒川洋治	高木伊佐吉	自昭和十八年五月至同二十二年五月
田中正男	○松岡金太郎	自昭和十七年五月至同二十七年五月
斎藤順次郎	(浜崎要範)	自昭和十七年五月至同二十七年五月
浅野川宗竹	高木伊佐吉	自昭和二十七年四月至同二十七年五月
庄洋貞吉	高木伊佐吉	自昭和二十七年四月至同二十七年五月
吉治之	高木伊佐吉	自昭和二十七年四月至同二十七年五月
田中宗竹	柳本松太郎	自昭和二十三年五月在
正貞之	土井晴美	現

市会議員の部

註 括弧内は○印の補欠選挙による補充

吉川吉郎	岩間繁吉	自昭和十四年五月至昭和二十二年十月
中村寅吉	○鶴善四郎	自昭和二年九月至同六年十月
八代徳太郎	(柴田藤吉)	自昭和十六年九月至同二十二年五月
坂本孝三郎	小岸安昌	自昭和二十二年五月至昭和二十二年十月
城環東	松岡金太郎	自昭和四年五月至同八年五月
寒川洋治	高木伊佐吉	自昭和二年五月至同二年五月
寒川洋治	高木伊佐吉	自昭和十八年五月至同二十二年五月
田中正男	○松岡金太郎	自昭和十七年五月至同二十七年五月
斎藤順次郎	(浜崎要範)	自昭和十七年五月至同二十七年五月
浅野川宗竹	高木伊佐吉	自昭和二十七年四月至同二十七年五月
庄洋貞吉	高木伊佐吉	自昭和二十七年四月至同二十七年五月
吉治之	高木伊佐吉	自昭和二十七年四月至同二十七年五月
田中宗竹	柳本松太郎	自昭和二十三年五月在
正貞之	土井晴美	現

府市會議員 市域編入後の本区の府市會議員は次の如くである。

府会議員の部

計	天下茶屋	山王	北津守	南津守	大阪市立津守小学校
	聖天下一丁目六七 大阪市立天下茶屋小学校	山王町四丁目一 飛田新地組合事務所	平田喜一郎	下村貞祐	津守町一九四 大阪市立北津守小学校
	松本高二郎	藤原茂雄	計女男	計女男	計
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計
老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦
老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦
老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦
老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦
老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦
老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦
老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦
老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦
老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦	老夫婦

八 日 赤 奉 仕 団

戦前、戦後にわたり物資の配給並びに供出の勧誘・公債の消化・貯蓄の奨励・各種業務の連絡等に関し永い間区役所の行政事務に協力してきた町会・隣組または連合会は、昭和二十二年五月三日勅令第十五号すなわち、昭和二十年勅令第五百四十二号ボツタム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く町内会・部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する件に基いて解散されたのである。

これがため本区においては行政の下部協力機関を失つたので、事務の連絡に兎角支障をきたし勝であつたが、日本赤十字社では各地区ごとに奉仕団を結成して、区の事務・事業に協力することとなつたのである。

本区においてもその準備に一ヶ月余の日子を要して、昭和二十三年七月一日その結成式を挙げたのである。この奉仕団は奉仕と協力を目的とする任意団体で、社会の要請にもとづく適当な奉仕事業の全般にわたつて活動することとなつてゐる。その構成地域は区の区域に単位奉仕団を、小学校の通学区域に連合分団を、町丁目区域に分団を置き、その下におおむね二十世帯を標準として奉仕班が設けられている。また、本市一円を区域として大阪市委員本部奉仕団が置かれ、大

阪府全域をもつて大阪府支部奉仕団が設けられている。

これら各奉仕団中で府支部奉仕団・市委員本部奉仕団・区奉仕団・連合奉仕団には各々委員会が併置されている。

また、府支部奉仕団・市委員本部奉仕団・区奉仕団・連合分団には各々委員長が設けられ、分団には奉仕代表・奉仕班には奉仕班代表が置かれ、団員は本区内に在住する十六歳以上の男女で日本赤十字社の正社員となつてゐる。なお、本区内の連合分団数は十五で分団数は百七十九である。

本区奉仕団の事業としては、平素は公共団体の事務に協力すること、清掃・衛生・慰問並びに民生事業に協力すること、その他社会の要請にもとづく適当な奉仕で、非常災害に際しては救護奉仕・看護奉仕その他災害救助に関する奉仕を行うこととなつてゐる。

昭和二十五年九月のジェーン台風による非常災害の突発に際しては本区災害救助隊の協力部として罹災者の救護・看護その他各般にわたる救助業務に従事しその事業の目的を完全に果したのである。

区内各校下における日赤奉仕団の結成状況は次表の如くである。

連合分團名	分團數	團員數									
弘治	一	八九	橋	一	三	雲霞	一	一九	岸里	一	八四
萩之茶屋	一	三	松宮	一	二五	天元	一	二五	本王	一	二〇
今宮	一	三	梅南	一	二五	梅南	一	二五	天下茶屋	一	二六
三十七	一	三	出	一	三	津守	一	三	北津守	一	二七
三五	一	三				計	一	三	計	一	三、二〇
玉	一	三									
三三	一	三									
南津守	一	三									
三三	一	三									
山王	一	三									
天下茶屋	一	三									
北津守	一	三									
天下茶屋	一	三									

九 災 害 救 助 隊

昭和二十五年九月のジェーン台風による大災害の突発に際して、応急的な救助を行い、災害にかかつた者の保護の徹底と社会の秩序の保全に全能力を挙げて災害救助作業に従事したのは、災害救助法の発動に基いて活動した災害救助隊である。

災害救助法とは非常災害に際して、国が地方公共団体・日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかつた者の保護と社会の秩序の保全を図るを目的として、昭和二十二年十月法律第百十八号をもつて施行された法律である。

これが機関としては中央災害救助対策協議会・地方災害対策協議会及び都道府県災害対策協議会が設けられている。

各都道府県災害対策協議会では災害救助の目的を達するために災害救助隊が編成されている。

大阪府においても知事を隊長としてその下に總務厚生部・公安部・消防部・衛生部・食糧物資部・技術部・運輸部の八部を設けて大阪府災害救助隊が編成されているのである。

本市においても非常災害に際して大阪府災害救助隊及び救助作業関係者との緊密な連絡と団結の下に罹災市民の迅速適格な救助を行うことを目的として、市長を隊長に、助役を副隊長に、各部長を局部長及び日本赤十字社大阪支部役員のなかから市長がこれを命じまたは委嘱して十五部を設けて大阪市災害救助隊を編成している。すなわち、總務救援部（民生局・秘書課・外事課公聴課）・財政部（財政局）・労務部（労務局）・公安部（警視庁）・消防部（消防局）・衛生部（衛生局）・経済部（経済局）・校園部（教育委員会事務局）・清掃部（清掃局）・建築部（建築局）土木部（土木局）・水道部（水道局）・港湾部（港湾局）・交通部（交通局）・協力部（行政局）の十五部である。

本区においても災害救助隊が結成せられ区長を隊長に、部長を区の課長・関係保健所長・警察署長及び消防署長並びに日本赤十字社区地方支部の役員中から、区長がこれを命じまたは委嘱し隊員には市区職従業員及び日本赤十字社区地方支部に属する職員若しくは社員その他災害救助に關係のある者のなかから、区長がこれを命じまたは委嘱しているのである。

本区の災害救助隊は六部をもつて編成されていて、その業務の内容は次の通りである。

一 総務部（庶務課）

- 一 市救助隊との連絡に関すること
- 二 各部の総合連絡統制に関すること
- 三 予算・経理に関すること
- 四 他の部の所管に属しないこと

二 救援部（市民課）

- 一 罹災者応急救助一般に関すること
- 二 救援物資の調達・保管・配給に関すること
- 三 罹災者収容施設に関すること

三 公安部（西成警察署）

- 一 情報に関すること
- 二 公安に関すること
- 三 罹災者救出・避難誘導に関すること

四 消防部（西成消防署）

- 一 消防に関すること
- 二 医療・防疫に関すること
- 三 衛生部（西成保健所・大阪市災害医療團西成支部）

六 協力部（西成区日赤奉仕団）

- 一 団体等の協力活動の連絡調整に関すること

高潮と被害 本区の災害の古いものの一つに宝永四年十月四日の大地震がある。白山氏所蔵の新田旧記には「西成郡津守新田字南島は高潮にて堤防不残押崩れ、北島の堤防四十間切込み、田地汐入となる、会所の人数並びに百姓は財宝流失に頓着せず逃退せしも水死の人数多し、新田一

ヶ所流失したり」と記されている。これにより当時の地震による津浪の惨状を知り得るものがある。

また、近時に至つては昭和九年九月二十一日の室戸台風がある。この台風は近畿一帯に甚大の損害を与えたが、本市においても死者約一千人・重軽傷者四千人・家屋の全壊・流失約千戸戸・床上浸水十万戸を超えた。本区も工場の破壊・家屋の浸水・倒壊があり、多数の死傷者を出した。特に西部津守方面の高潮による浸水家屋は三千戸に及び減水数日を要しその被害は激甚を極めた特に玉出第三小学校（現千本小学校）の校舎倒壊により死者九名・重傷者二十四名・軽傷者六十名を出したことは傷ましい限りであった。

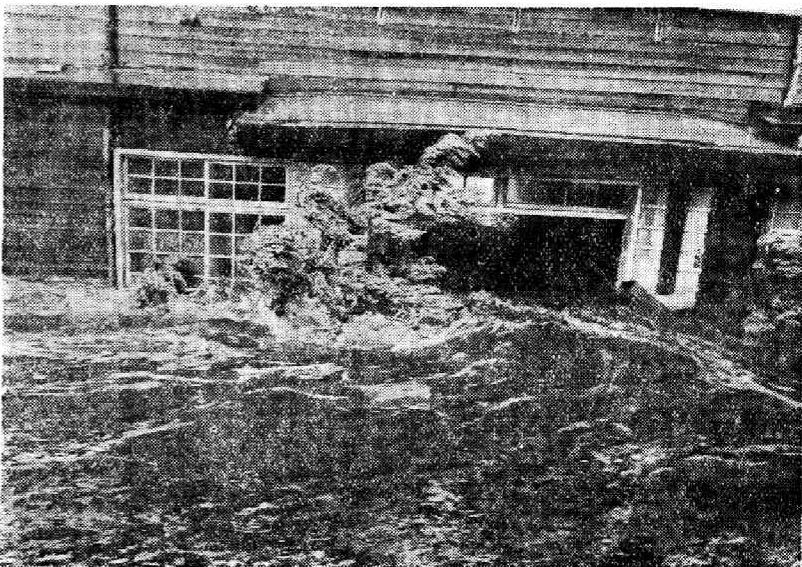
次に起つたのが昭和二十五年九月三日の京・阪・神を襲つたジェーン台風である。この台風は昭和九年の室戸台風に次ぐもので、本市は家屋・工場等の倒壊に加え、市域の約四分の一に及ぶ浸水を受けたので、罹災者も四十万を超えた。本区の災害の主なるものは、全半壊家屋約五千七百戸・浸水約一千四百戸・罹災者約三万六千人であつた。その浸水被害の甚大であつたのは、工場地帯である津守方面の低地区で灌水数日に及んだ所が多かつた。ことに農耕地の冠水は田十町二反九畝・畠十二町八反歩に及んだ。

ジエーン台風と救助隊の活動

昭和二十五年九月三日のジェーン台風は、前述の如く西成区に

も莫大なる損害を及ぼしたのであるが、その人
的並びに物的被害はおむね、次の如きもので
ある。

人 的 被 害	物 的 被 害
罹 灾 人 員 三五、八八人	全 壊 家 屋 二三戸
罹 灾 世 帯 二〇、六七世帯	半 壊 家 屋 五七三戸
死 亡 行 方 不 明 四人	床 上 浸 水 四六戸
負 傷 者 一〇〇人	床 下 浸 水 九四戸



ジョン台風による高潮の襲来(津守小学校正門前)

ことに被害の甚しかつたのは、北津守・中津
守・南津守地区であつて、十三間堀川以西は、
木津川方面から押し寄せる高潮と、十三間堀川
の溢水のため、またたくうちに泥海と化し、工
場も家屋も三尺から六尺に及ぶ浸水を見たので
ある。罹災者は栄・長橋・松宮・橋・千本・南
津守の各小学校に避難した。区救助隊は直にこ
れらの学校を罹災者収容所と定めて、炊出し、

寝具、毛布等日用必需品の配給、応急医療手当等につき、連日連夜にわたり凡ゆる救護の手を尽
した。今回の災害については、何れの日赤奉仕団も罹災者救助のため献身的な努力をした。こと
に罹災地の日赤奉仕団並びに罹災者収容所に当たられた地域の日赤奉仕団の活動には、眞に涙ぐ
ましいものがあつた。

これらの罹災者収容所は、漸次、長橋・橋・千本・南津守小学校と縮少し最後には、千本小学校
のみを残し、これも十月六日に閉鎖した。この間、市は応急バラツク七十二世帯分を南津守小学
校横の市有地に建設し、全壊世帯の罹災者をこれに収容したのである。

ちなみに災害の起つた九月三日開設した各々の収容所において、開所期間中に収容保護された
罹災者の延人員は左の通りである。

收 容 所 名	延 収 容 人 員 数	開 設 期 間
橋 小 学 校	九、三四人	一、四〇日
長 橋 小 学 校	一、二五人	一、二五日
北 津 守 小 学 校	三、一〇人	一、一〇日
南 津 守 小 学 校	一、一〇人	一、一〇日
松 宮 小 学 校	一、一〇人	一、一〇日
梅 南 小 学 校	一、一〇人	一、一〇日
今 宮 市 民 病 院	千 本 小 学 校	一、一〇日
南 津 守 会 館	萩 之 茶 屋 小 学 校	一、一〇日
玉 出 小 学 校	津 守 小 学 校	一、一〇日
計	三〇、九〇人	三、一一日
榮 小 学 校(浪速区)	湯 浅 伸 銅 所	一、一〇日
津 守 下 水 处 理 場	津 守 變 電 所	一、一〇日
全	一〇〇、九七人	一、一一日

なお、本区災害救助隊の活動に対し、救助物資の配給その他救援業務遂行のため、大阪市災害救助隊に属する民生局西南部民生安定所の延百六十二人を始め、土木局・財政局・労務局及び天王寺区・都島区・住吉区の各区災害救助隊から多数の応援をうけた。その延人員も二百二十六人に達したのである。

また、今次のジェーン台風の襲来については、府知事は直に災害救助法を適用して罹災者に精米・ビスケット・粉ミルク・育児食・沢庵・梅干・味噌・塩・かん詰・飴・キャラメル・燐寸・灯油・薪・ローソク・鍋・釜・コンロ・庖丁・ノート・鉛筆・絵本・歯磨・タオル・バンツ・シャツ・ズロース・晒・毛布・蒲団・男女学童服・男女外衣・筵等の救援物資を配給した。

なお前記救援物資のほかに、特に生野区婦人十日会からは金品の見舞を受け、また、阿倍野区日赤奉仕団からも衣類の救援を受けたことを、ここに記録して感謝の意を表したい。

第六編 教育

一 編 入 以 前

維新前は諸藩が武家の子弟のために藩営の教育機関を設けたものが多かつたが、幕府直轄領であつた大阪はこのような機関はなく、その代り庶民のために読み書き・手習い・算盤を教える寺小屋式の私塾が多かつた。明治五年八月太政官布告二百十四号によつて全国に学制が発布せられ本区に初めて玉出小学校が勝間村の長源寺に仮教場を置いて、その名も「第六大区一小区第三番小学校」として明治六年二月に呱々の声を上げた。続いて同年三月弘治小学校の前身が今宮村役場の楼上に発足して「西成郡第一区此度区中第一番小学校新規建營ニ付為資費金貳百圓下遣候事」と翌年二月一日付大阪府権知事渡辺昇の名儀で下付せられ、これに村費八百七十九圓二拾五錢を加えて間口五間・奥行十間の校舎が建つたのも今は昔の話。続いて同八年に津守校・同十年に粉浜校が開校し、その後上等・下等の各等八級、毎級の修業期限六ヶ月制から、同十五年には初等三年・中等三年・高等二年となり、同十九年の勅令によつて尋常四年・高等四年とし、六歳から十四歳の八ヶ年を学齢として子弟の教育を義務とした。